

# 改憲狙う安倍内閣一次期選挙 で過半数をめざそうー

藤井克彦

## 安倍首相「参院選自公と改憲派で3分の2めざす」

1月10日安倍首相は、夏の参院選で、自公と改憲派で（憲法改正の発議に必要な）3分の2をめざしたいと述べました。自公両党は衆院ではすでに3分の2以上の勢力を確保しています。参院選で自公両党の改選議席は59で、3分の2に届くには86議席の獲得が必要です。しかし両党に憲法改正に前向きな「おおさか維新の会」と、「日本のこころを大切に作る党」を加えると、4党で78議席をとれば3分の2に達します。また8日の国会では、首相は改憲条項の一つとして「緊急事態条項」の新設を重視する姿勢を示しました。

改憲については、いろいろな言い方がされており、「実質的改憲」はかなり前からされている、集団的自衛権の行使容認などの閣議決定により「解釈改憲」がされた、とかです。さらに問題になっているのは、憲法の条文そのものを変える「明文改憲」です。96条改憲に失敗した安倍首相は、今度はすぐに9条そのものを狙うのではなく、「お試し改憲」をして改憲に慣れさせてからから、その後9条改憲に進もうという戦略です。

## 戦争法廃止をめざす「野党は共闘」・「落選運動」

一方で、戦争法に反対してきた人々は、まず参議院選で安倍政治を許さない勢力が過半数の議席を確保して戦争法廃止を参議院で決議させ、次期衆議院選でも過半数を獲得して政権交代をさせ、戦争法を廃止しようと運動をしています。そのために「野党は共闘」と「落選運動」が提唱されています。

32の改選一人区での「野党共闘」＝統一候補は、決定的に重要で、すでに熊本では合意に達しています。「協力の進展と世論の動向次第では与党過半数割れの可能性はゼロではない」（中日、1月4日）とされています。

戦争法に反対してきた諸団体の市民有志は12月20日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（略称＝市民連合）を結成し、2000万署名を「共通の基礎」に全国で野党共闘を実現しようとしていますし、安保関連法に反対するママの会

を中心に「市民選対勝手連」（みんなで選挙「ミナセン」）が「野党共闘」実現のために動いています。

## 愛知選挙区で野党共闘の取り組みは？

参院選愛知選挙区は改選数4となり、すでに自民党藤川政人（現）、民主党斎藤嘉隆（現）、共産党須山初美（新）、公明党里見隆治（新）、社民党平山良平（新）が立候補予定ですが、民主党と自民党が各々もう一人の候補を検討中とされています。

ママの会@愛知は精力的に各党に野党共闘を申し入れており、政治を考える市民の会も民主党に「戦争法廃止をめざし、立憲主義を取り戻すこと」を内容とする政策協定を他の野党などと結び、無所属で二人目の候補者を立てることを要請する予定です。

## 「緊急事態条項」を憲法に規定すべきか

### （1）自民党の改憲草案の狙い

2012年の自民党の新憲法改正草案では、「緊急事態」という名称の第九章を新設し、98条で「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の紊乱、地震等による大規模な自然災害その他法律で定める緊急事態」と定義し、緊急事態が発生した場合、内閣総理大臣が緊急事態を宣言できると定め、その場合は国会の承認は事後でもよいとし、99条で総理大臣に非常大権を与えています。

これに関して長谷川一裕弁護士は、自民党はさかんに東日本大震災に言及するが、それは一種の「撒き餌」にすぎず、狙いは武力攻撃事態、すなわち日本有事での緊急事態制度の適用であり、国民の権利を制限し、自治体・民間企業・国民を戦争協力体制に動員していくこと目的、と述べています（「自民党改憲案を読み解く」（2013年））。

### （2）そもそも国家緊急権とは？

橋爪大三郎「日本国憲法と国家緊急権」（「at プラ」21号、2014年）をたまたま読んだのですが、以下はその解説を借ります（橋爪氏の安全保障に関する主張には私は大反対ですが）。

国家緊急権とは、政府が、憲法や法令にかかわらず必要な行動を取る権限です。行政府（具体的にはそのトップである首相）に権限を集中するのですから、そのほかの政府機関や民間の組織までも、憲法や法令の規定があろうとなかろうと、必要に応じて首相の指揮下に入り、その指揮（緊急命令）に従うこととなります。これは独裁であり、憲法違反です。形式上は民主主義に反するが、主権者・人民の生命

と安全を守り、憲法を貫く行為、すなわち民主主義そのものである、としています。

国家緊急権は、政府が主権者に代わって、超憲法的な権力を行使します。平時に、政府は憲法秩序のもとについて憲法の制約の下で権力を行使する。しかし、緊急時には政府は憲法秩序を無視し、憲法の制約を乗り越えて、人々を守るために必要な行動を取ります。主権者である「われわれ人民」から、(暗黙の) 授権があったと考えるのです。

### (3) 憲法に国家緊急権の規定を持っている場合

憲法や法令に国家緊急権の規定を持っている場合、憲法には二つのモード(平時モード/緊急時モード)があり、政府は、ふだんは平時モードで運行し、緊急時になると緊急時モードで動き出します。こうして、国家緊急権を行使するにもかわらず、政府は通常の憲法秩序の枠内にあります。

また、憲法に規定はないが、大統領など政府のトップが軍事的指揮権を含む広範な権限を持っていて、緊急時に国家緊急権にあたる権限を行使するのに支障がない国もあります。

### (4) 憲法に国家緊急権の規定がない場合

憲法に国家緊急権の規定がない場合は、国家緊急権は行使できないのでしょうか。できます。その場合憲法秩序を無視して、行使することになります。

「これらの国々は、恐らく憲法に国家緊急権の規定をおくことの是非を考慮した上で、規定を置いていない。規定を置くことには弊害がある。規定があると、政府は国家緊急権を行使しやすくなり、濫用のおそれがある。政府の首脳は、緊急権を行使しても合法なので、彼らの責任を追及できなくなる。・・・これらを総合的に考慮して、あえて置かないことを選択しているのである。」と橋爪氏は解説します。

### (5) 現行日本国憲法の場合はどうなるのか？

日本国憲法にも国家緊急権の規定はありません。橋爪氏は、自衛権が主権国家に固有の権利で、憲法の条文に明記していなくても日本国に備わっているというのなら、同じ理屈で国家緊急権も備わっていると考えられることができる、といいます。多くの人々の生命や安全が今まさに奪われようとしている切迫した状況で、政府が憲法や法令を踏み越えて必要な行動を取るのに、国家緊急権は人道上的理由に基づく超法規的な臨時的措置ですが、これは憲法違反にほかなりません。

憲法に違反した首相などは、まずその政治責任を問われます。緊急事態が過ぎ去ってから、元の憲法

秩序に復帰した時点で、緊急時の政府の行動を点検することが必要です。平時の憲法秩序の下で、国会が国政調査権を行使し、特別委員会を設けるなどして、国家緊急権を発動した首相以下の政府職員を調査するのが適当というわけです。

国会は、政府の国家緊急権の行使が必要で、適切で、有効だったかを検証し、政治責任を明らかにするのです。

私は、以上の(4)(5)のあり方こそが、憲法の趣旨にあった好ましいあり方と考えます。したがって、憲法に国家緊急権を規定する必要はありません。

### 夏の参議院選 (or 衆参同時選挙) に注力しよう

長々と国家緊急権のことを述べましたが、それは7月の選挙後に浮上する重大問題かつ9条改憲につながる問題であるからです。

改憲を許さず、むしろ戦争法を廃止する第一歩にするために、選挙で安倍政治を許さない政治勢力が過半数の議席を確保できるように、みんなで頑張りたいたいものです。

私は、年始の挨拶をガキではなく、2000万人署名の意義を訴える文書、署名用紙及び返信用の封筒を同封して、安倍政治をやめさせるために選挙で自公の候補を落選させ、戦争法廃止をめざす候補者に投票することを訴えました。今まで市民運動をしているということで、公にどういう候補者に投票するつもりかを明らかにしませんでした。今回は社民党の福島みずほさんを落とすわけにはいかないという思いも書きました。

野党共闘をするようにみんなで野党に働きかけると同時に、自分の周辺の人に2000万人署名をすすめて、それぞれのやり方で選挙に取り組もうではありませんか。(2016-1-13)

### (補足：落選運動について)

2000年の韓国の落選運動は、国会議員の改革への熱意の低さや議会活動の不活発さから、贈収賄、選挙法違反、クーデター等憲政秩序破壊等の7つの基準によって客観的に対象を絞り込んで、国会議員として「不適格」と思われる人物を落選の対象とした。いわば政治改革をしようとしたのであり、大きな成果を得た。日本で戦争法に賛成した議員・政党の候補者を落選させようというのは、かなり工夫が必要であろう。日本においても、「政治改革」が必要であるので、それには使えるのではないだろうか。